

○術科参考資料の作成及び配布について（通達）

平成14年5月19日
海幕教第2473号

改正 平成14年3月12日 海幕教第1336号〔第1次改正〕

海上幕僚長から第1、第2、第3、第4術科学学校長あて
術科参考資料の作成及び配布について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、次の通達は廃止する。

- 1 機関員等に対する参考資料の作成配布に関する通達（海幕防訓第641号。34.12.9）
- 2 術科参考資料の作成及び配布に関する通達（海幕防教1第113号。36.4.20）

記

1 目的

海上自衛隊の主として中級幹部以下の隊員に対し、広く意見又は研究発表の場を提供し、相互の研さん及び思想の交流に資するとともに、内外参考資料を紹介して術力の向上を図る。

2 内容の範囲

1、2、3、4術校所掌の術科及びその他の技能に関するものとし、おおむね次の標準によるほか1、2、3、4術校長（以下「作成者」という。）所定とする。

なお、必要に応じ幹部用、曹士用の2分冊とすることができる。

- (1) 研究論文及び随想
- (2) 艦艇、航空機及び武器等の事故並びに故障欠損の事例についての参考となる事項
- (3) 要務処理及び作業実施上の改善事項
- (4) 装備品等の操法、取扱い及び整備に関する意見
- (5) 新式装備品の紹介
- (6) 参考となる過去の戦訓及び所見
- (7) 教育訓練に対する意見
- (8) 術科及びその他の技能に関する基礎的講座

3 経費

教育訓練演習費による。

なお、細部については担当者が調整を行うものとする。

4 その他

術科参考資料の名称、発行回数、発行部数、配布基準及びその他必要な細目は、作成者所定とする。